（建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部改正）

第五条　建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物及び当該建築物を除くほか、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造のもののうち、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物及び当該建築物を除くほか、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造のもののうち、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（次号イからへまでに該当するもの及び第六号イ、ロ又はハに該当するものを除く。）	四　木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（次号イからへまでに該当するもの及び第六号イ又はロに該当するものを除く。）
イ～へ　（略）	イ～へ　（略）
五　（略）	五　（略）
六　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイ、ロ又はハに該当するもの以外のもの（第四号イからへまでに該当するものを除く。）	六　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（第四号イからへまでに該当するものを除く。）
イ　次の(1)から(11)までに該当するもの	イ　次の(1)から(11)までに該当するもの
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　高さが十六メートル以下であるもの	(2)　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの
(3)～(11)　（略）	(3)～(11)　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　次の(1)から(3)までに該当するもの	（新設）
(1)　イ(1)から(3)までの規定に適合するもの	
(2)　鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が第二号イ(1)及び(2)の規定に適合するもの	
(3)　第一号イ(6)の規定に適合するもの	
七　構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であって、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外のもの	七　構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であって、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外のもの
イ　高さが十六メートル以下である木造のもの	イ　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの
ロ～へ　（略）	ロ～へ　（略）
ト　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、前号イ(1)から⑽まで、前号ロ(1)から(4)まで又は前号ハ(1)及び(2)に該当するもの	ト　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、前号イ(1)から⑽まで又は前号ロ(1)から(4)までに該当するもの
チ　（略）	チ　（略）